

# 令和6年度共同募金運動によるテーマ型募金 「地域での孤立をなくすための活動」 実施要綱

## 1 目的

共同募金運動が創設され70年が経過し、地域が抱える課題も大きく様変わりをしてきました。

高齢者世帯の増加、生活困窮者への支援、子どもの貧困への取り組み、障がい者の就労と社会参加等、多くの課題が山積する一方で、共同募金運動の実績は年々減少し続けています。

そこで、宮崎県共同募金会（以下[本会]という。）では、共同募金の使いみちを明確にし、より身近に共同募金運動に参加していただく方法として「テーマ型募金」を実施し、地域課題に取り組む団体自らが支援の必要性と効果を直接訴えることにより、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開し、住民が支える地域課題の解決や地域福祉の推進及び共同募金の運動性の再生を図ることを目指します。

## 2 テーマ型募金のメインテーマと対象分野

令和6年度のテーマ型募金のメインテーマは「地域での孤立をなくすための活動」とし、次のいずれかを対象分野とした活動を展開します。

- ①高齢者の生活支援と社会参加
- ②障がい者の生活支援と社会参加
- ③子どもを守る活動と子育て支援
- ④生活困窮者への支援
- ⑤その他地域課題を解決する活動

## 3 共同募金運動期間

本事業の共同募金運動期間（以下「運動期間」という。）は、令和7年1月1日から3月31日までとします。

## 4 助成事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

## 5 本会からの支援

- (1) 団体専用の郵便振込用紙付きチラシを作成します。チラシ作成にあたっては、本会が基本フォーマットを作成し、参加団体は、本会が指定する印刷範囲内で記載内容デザイン、レイアウトを決定、本会が指定する印刷業者と入稿、校正等の連絡調整を行ってください。

チラシ作成にあたっては、初回印刷分のみ本会で負担しますが、増刷分については団体負担とします。

- (2) 団体の情報は、本会のホームページ等で随時発信します。
- (3) 街頭募金等を実施する際の運動資材の貸し出しを行います。

## 6 審査

審査は次の内容で実施します。実施の可否の通知は、9月下旬から10月上旬の予定です。なお、必要に応じて「プレゼンテーション」を実施する場合があります。

- ①第一次審査「書面審査」（7月上旬頃）
- ②第二次審査「ヒアリング」（8月頃）

## 7 募金活動・助成金

### (1) 募金活動

募金は、団体専用の郵便振込用紙により行い、一旦全額が本会口座に入金されます。

その他募金活動を展開する際は、共同募金運動の一環であることを明示しながら、支援の必要性和使いみち、効果を明確に伝えてください。

### (2) 助成金

団体が、運動期間に募った募金額から事務経費10%を差し引いた額を助成します。

## 8 募金額と助成額の確定

### (1) 団体における寄付者名簿の作成

本会は、募金入金のお知らせがあり次第、郵便振込用紙（払込取扱票）の写を各団体へFAX等で送付します。各団体は、この写に基づき、寄付者名簿を作成してください（別途様式提示）。

### (2) 領収書の発行

団体専用の郵便振込用紙の「振替払込請求書兼受領書」をもって本会の領収書に代えさせていただきます。

共同募金会への寄付金に対する税制上の優遇措置を申告する寄付者につきましては、申し出により、本会の領収書を発行します（原則として月次報告書提出の際に希望者の名簿を提出）。

### (3) 寄付者名簿に基づく募金額の報告

各団体は、3月31日付けの寄付金入金をもって締め切った寄付者名簿を添付した「募金集計報告書（別途様式提示）」を本会あて提出します。

### (4) 募金額の確定

各団体からの「募金集計報告書」に基づき、本会において各団体の募金額を確定します。

### (5) 運動期間終了後の募金と取扱い

実績確定後に入金された募金は、本会で預り金として取り扱い、団体が翌年度も引き続き同事業を実施する場合は、各団体へ送金します。

ただし、該当団体が翌年度同事業を実施しない場合は、本会の一般募金として取り扱います。

### (6) 助成額の決定

募金額の確定後、理事会・評議員会に諮り、配分委員会においても報告を行って、各団体への助成額を決定します。

### (7) マッチングギフトの適応

募金目標額の1/2まで、募金実績額と同額を、マッチングギフトとして本会より助成します。

## 9 事業内容の変更及び辞退

助成決定後のやむを得ない事情による事業内容の変更及び辞退については、広域助成と同様に所定の「事業計画変更申請書」・「辞退届」を提出し、本会の承認を受けて変更または返還を行ってください。

## 10 共同募金の助成明示と助成事業の実施報告

助成事業を実施する場合は、広域助成同様、事務所に「赤い羽根助成明示のぼり」を掲示する等、「赤い羽根共同募金」からの助成金であることの明示を行ってください。

また、事業終了の際にも、広域助成同様、所定の「実績報告書」に必要書類を添付のうえ、事業完了後1か月以内に提出をしてください。